

外収入に比べて歳出が、規模がかなり増えて、その差額というのを国債発行で賄っているものですが、国債残高が積み上がっていく。そういう意味では、余り、緊縮財政という言葉は、私自身はなかなか当てはまらないんじゃないかと思えます。

ただ、先生おっしゃった中小企業とかあるいは新規参入企業、こういう方々に対して、当然、一定の税制での補助金なりでこれまでも対応してきた、そういういわゆる中小企業予算とかこういうものというのはきちっと、財政当局の目から見たら適切な予算措置をしてきたと考えております。

ただ、多分、今、更に問題になっている中小企業の問題は、そういう予算措置を更に離れて、いろいろな商慣習の中できちっと、大企業と中小企業というのはちゃんと対等にできているか、その中で、きちっと価格転嫁できるか、そういうフェーズが今、公正取引委員会は求められていると思っておりますので、同意いただいて任ぜられた暁には、そこに力を入れていきたいと思っております。

○佐原委員 ありがとうございます。

今、本当にコストプッシュインフレで、私も、保険のメタルが一二%金パラジウムなんですけれども、ロシアのいろいろなことがございまして、パラジウムと純金の値段が同じになってしまいう、働けば働くほど赤字になって苦しむ、そういう状態が続いております。ですから、ここの辺の税制に関しても考えていただきたいなと思えます。

それで、大麥、甚だ失礼な質問なんですけれども、公正取引委員会の委員長というお席は、財務省OBの横滑りポストのような感じがいたしますが、そうなんですか。

○茶谷参考人 候補者の身でなかなか申し上げにくいですが。

ただ、これまで、独占禁止法の第二十九条二項というところに、委員長及び委員というのは、年齢三十五年以上で法律又は経済の学識経験のある

者から内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命するという規定で、これで歴代のこれまでの委員長というのは任命されてきたはずですし、一度任命された以上は、当然、その重い職責を自覚して、法律を誠実に執行してこられた、そう確信しております。

私自身も、同意を得て任ぜられた暁には、当然、その重い職責と自覚して、独占禁止法なりその他もろもろの法律というのをきちっと適正に執行していく、そういう任に当たっていききたいと思っております。

○佐原委員 失礼な質問にもお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

○浜田委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今国会に下請法の改正案が提出をされておりますが、この間、古谷委員長が就任した二〇二〇年度からの各年度で、公取の立入検査等強い権限のある専任の下請代金検査官は、本局と地方の合計で百四名、百四名、百十名、百二十二名、百十九名と、全体的には微増傾向なんですけれども、直近では人数が減っているんですね。

私は抜本的な人員増が必要だと思えますけれども、いかがお考えですか。

○茶谷参考人 お答えします。

先生おっしゃるとおり、下請法の執行強化というのは非常に大事ですし、令和七年度も、グロスで、スマホの法律と下請の強化のためということ

で五十四名の増員が与えられた。

その中で、ちよっと、私まだ一民間人で、まだ中に入っていないので分からないですが、その中の一定割合というのは当然下請法の執行強化に充てられるでしょうし、今後とも、公正取引委員会というのは、今、なかなか、多分まだまだ人員は不足していると思いますので、更に増員に向けて頑張っていく必要があるかと思えますし、その

中では、当然、下請法の体制強化というのは大きな課題の一つかと思っております。

○辰巳委員 是非増員をしていただきたいと思えます。

中企庁の行った二〇二四年九月の価格交渉促進月間フォローアップ調査というものがあ

りけれども、この調査では、入札等を除く官公需の価格転嫁率は五五・八%にとどまっております。これは本来一〇〇%であるべきだと思うんですね。

これら国や地方公共団体、公共的性格を持つ法人が発注者である取引について、これはやはり新委員長としてどのように臨むのか、お聞かせいただけますか。

○茶谷参考人 お答え申し上げます。

先ほどから御答弁申し上げているとおり、まさに労務費の転嫁というものは大変重要な課題で、今、公正取引委員会も中企庁と連携しながら周知徹底に努めているところでございますが、事官公需につきましても、発注者が定義上事業主に当たらないものですから、公正取引委員会の所管から外れて、これは、総務省が各地方自治体に対して、労務費を適切に転嫁しなさいと今通知を出しているところでございまして。

ただ、そういう総務省の取組というのを我々はバックアップしていく必要があるかと思えますが、当然、転嫁というのは政府全体の課題なので、公正取引委員会は自分のところでできることはやりますし、地方の話というのは、これは総務省になるものですから総務省の方でやっていただくということで、政府全体としてやはり転嫁というのは進めていく必要があるかと思っております。

○辰巳委員 是非取り組んでいただきたいと思えます。

サプライチェーン全体で、賃上げとその他のための価格転嫁の必要性というものがこの間も言われてきましたけれども、今紹介したフォローアップ調査の結果では、二次、三次、四次下請、取引段

階が深くなければなるほど価格転嫁率が低くなっていく、そういう傾向が如実に表れております。

こういう重層下請構造における大本の元請企業の果たすべき社会的責任をどう認識をしているのか、また、下請法が多段階の取引に十分対応できていない、していない、このことについてどうお考えかを聞かせてください。

○茶谷参考人 お答え申し上げます。

まさに先生おっしゃるとおり、第何次下請の、ティア何とかという、一番数字が大きく、深くなるほど転嫁率が下がってきている、これはいろいろな調査でも表れてきているところでございます。

それは、やるためには、元請のところ自体でそういう先までサプライチェーンがあるということ

を前提にした転嫁というのをしていく、そういう姿勢が多分大事かと思えますので。今回の下請法の改正の大きな眼目というのは、サプライチェーン全体で構造的な賃上げを実現するという

ことを目的としているものですから、今回の下請法の改正を成立させていただいた暁には、それも大きな

よりどころにして、今おっしゃったような、階層によって違ってくる、これを解消すべく頑張っていく必要があるかと思っております。

○辰巳委員 茶谷さんは、一九八六年の四月から二〇二四年の七月まで大蔵省及び財務省におられました。八九年の消費税の導入、これは五%、八%、一〇%へと増税していかれるわけですが、

あるいはインボイス制度の導入、これを省内で体験をされた世代であります。

消費税の価格転嫁ということであると、事業者の努力に任ざれて、中小業者は身銭を切って消費税を負担をしているのが実態だと思います。また、インボイス制度では、免税事業者が値引き圧

力にさらされて、一方で、登録すると税負担を強いられる、価格転嫁できないということだと思

います。

今、取引の適正化とか価格の転嫁というものが政府全体の方針ということにもなる中で、こう

いった実態についての御所見をお聞かせいただけますか。

○茶谷参考人 お答え申し上げます。

事実関係だけ申し上げますと、消費税の転嫁状況というのは、令和五年の七月に中企庁が調査を行って、令和五年の十月に経産省が公表されていますが、それを見ますと、従業員が五人以下の事業者でも、消費税率の引上げ分については価格に転嫁できたと回答した割合が九二・〇％となっておりますので、転嫁というのはかなり進んでいるかと思います。

ただ、おっしゃるとおり、別に今それが一〇〇であるわけではございませんし、元々、転嫁のときには、こういうことをしたら優越的地位の濫用になります、そういうＱアンドＡとかというのを作ったところでございますので、その周知徹底というのを更に進めていく必要があるとともに、今、公正取引委員会では、聞きましたら、各種調査において、インボイスという関連の質問で、実際どういうふうに転嫁が行われているかという、そこはよく情報収集していると思いますので、そういう情報収集の結果も見ながら、必要な対応があれば更に考えていきたいと思っております。

○辰巳委員 中小企業にとっては、赤字でも消費税は負担しなければなりませんので、このことも含めて取り組んでいってほしいと思います。

以上です。

○浜田委員長 これにて各会派を代表する委員の質疑は終了いたしました。

これより自由質疑を行います。

質疑される方は、挙手の上、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、発言の際は、所属会派及び氏名をお述べいただき、一人一問一分以内としていただきますようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

私は、参議院議員時代に、森友事件というのを取り上げてまいりました。このことについて聞きたいと思います。

今、茶谷さんの方からは、公正中立に職務に当たることが必要だという話もありました。赤木俊夫さん、夫の死の真相を求める赤木雅子さんの裁判を、財務省は二〇二一年に認諾をしまして、損害賠償一億円を払って、裁判を強制的に終わらせました。また、森友学園に関わる文書の提出を、その存否さえ明らかにせずに拒んできました。これは、当時、あなたがトップだったというふうに思います。

この度、政府は上告断念をして、文書が提出されることになりました。赤木俊夫さんという優秀な職員を亡くしたことに對する謝罪というのは財務省もやっているんですけれども、私は、夫の死の真相を知るために裁判までやらなければならなかった赤木雅子さんにも一言あつてしかるべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○茶谷参考人 お答え申し上げます。

まず、亡くなられた赤木俊夫さんの御冥福を改めてお祈り申し上げたいと思います。

その上で、私、今もう財務省を離れておりますが、財務省在任中というのは、財務省としての説明責任をしっかりと果たしていくという観点から、一連の問題行為の責任の所在を明らかにした報告書、これを平成三十年の六月にまとめておりますので、この内容というのを必要に応じてよく説明したり、あるいは度々国会で御質問もいただいて、それには対応してきましたし、また、情報公開請求、これにも、情報公開法の趣旨にのっとりております。また、訴訟もいろいろございますが、これは財務省として適切に対応してきたと思いますが、ただ、訴訟はいろいろ、当然、裁判ですのも、あろうかと思いますが、そういうきちつと説明責任を果たしていく、この姿勢というのは、今、私の後輩の職員が現役ですが、これにも引き継がれてやっているものと確信しておるところで

ございます。

○浜田委員長 他にございますか。よろしいですか。

これにて茶谷参考人の所信に対する質疑は終了いたしました。

茶谷参考人、ありがとうございました。

以上をもちまして公正取引委員会委員長の候補者からの所信聴取及び所信に対する質疑は終了いたしました。

○浜田委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る十八日火曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会